景観形成基準確認書

開発行為等

協　議　者　　　　住　　所

（行為者） 氏　　名

電話番号

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

■行為の概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為の種別 | □開発行為　　　　　□木竹の伐採　　　　　□土石の採取、その他の土地の形質の変更 | | | | |
| 開発行為・  土石の採取、その他の土地の形質の変更 | 行為の目的 |  | | | |
| 行為の内容 |  | | | |
| 区域面積 | ㎡ | | | |
| 木竹の植栽又は伐採 | □木竹の植栽 | | | □木竹の伐採 | |
| 樹種 |  | | | |
| 植栽本数 | 本 | 区域面積 | | ㎡ |

■配慮・工夫した内容

「配慮事項への対応について」の欄には、□に レ を記入してください。また、「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観計画ガイドライン等を参考に、該当する項目について内容を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ａ　共通基準 | |  |  |
| 区分 | 景観形成基準 | 配慮事項への対応について | |
| 自然的要素との調和 | ○地形や田園の緑、水辺、一団の農地など、周辺の自然的要素との調和に配慮する。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○景観の軸となっている水辺や斜面緑地の連続性を損なわないように配慮する。 |
| ○緑化や水辺空間の創出などにより、地域景観の向上を図る。 |
|  |  |  | |
| 景観資源への配慮 | ○文化財（指定・登録）や名木・古木※、佐倉市市民文化資産等の地域の景観資源と調和した、配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
| ○主要な視点場からの眺めに配慮した配置や規模、形態意匠となるよう配慮する。 |
| 地域性との | ○景観のエリアや拠点の景観特性やまち並みと調和し、景観形成の方向性に整合した配置や規模、形態意匠とする。 | □配慮した　□該当しない | |
|
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｂ　個別基準 | |  |  |
| 開発行為 |  |  |  |
| 事項 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 土地の形状及び緑化 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○大規模な地形の改変を避け、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。やむを得ない場合は、地域の植生に配慮した法面の緑化に努める。 |
| ○敷地内の歴史的な資源、良好な樹林、樹木、水辺などは、できる限り保全する。 |
| ○擁壁を設ける場合は、工作物に示す基準に適合させる。 |
|  |  |  |  |
| 木竹の伐採 | |  |  |
| 事項 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 植栽・伐採 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○植栽は、周辺の植生に配慮した樹種とする。 |  |
| ○伐採は、必要最小限の規模に抑え、緑のつながりやまとまりなどに配慮する。 |  |
| ○樹種、樹齢、樹形などを考慮し、価値の高いもの、地域のシンボルとして親しまれているものはできる限り保全する。 |  |
| ■印旛沼水辺景観拠点、旧城下町歴史景観拠点 |  | 適・否 |
| ○斜面緑地の連続性を損なわないよう配慮する。 |  |
|  |  |  |  |
| 土石の採取、その他の土地の形質の変更 | |  |  |
| 事項 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 土地の形状及び緑化 | ■全市共通 |  | 適・否 |
| ○大規模な地形の改変を避け、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮する。 |  |
| ○台地の縁辺部の緑地はできる限り保全する。 |  |
| ○敷地内の歴史的な資源、良好な樹林、樹木、水辺などは、できる限り保全する。 |  |
| ○道路や公園、河川などの公共の場所から望見できる場合は、敷地の周囲の植栽又は景観に配慮した塀などの設置による修景に努める。 |  |
| ○採取後の法面などは、地域の植生に配慮した緑化に努める。 |  |